

# 令和3年度第7回教育委員会会議日程

開催期日 令和3年7月28日(水)

開催時間 16時00分

開催場所 芽室町役場2階第7会議室

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 前会議録の承認

日程第3 教育長の報告

日程第4 報告第11号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

日程第5 報告第12号 芽室町奨学金貸付の件(非公開)

日程第6 報告第13号 教育委員会学校訪問実施に伴う所感の件

閉 会

日程第4

報告第11号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第19条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和3年7月28日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

# 令和3年度就学援助認定総括表(令和3年7月認定者)

申請世帯	3	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	3	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	3	世帯
経済的困窮世帯	1	世帯
児童扶養手当受給世帯	2	世帯
生活保護廃止世帯		世帯
町民税非課税・減免世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯		世帯
認定廃止世帯		世帯

## ◎準要保護認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	1		1		1		3
上美生小学校							0
芽室西小学校						1	1
芽室南小学校							0
合計	1	0	1	0	1	1	4

## (中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校		1		1
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	1	0	1

合計 5

## ○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
				1		1
						0
					1	1
						0
0	0	0	0	1	1	2

## (中学校)

1年	2年	3年	計
	1		1
			0
			0
0	1	0	1

合計 3

## ●準要保護不認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	0	0	0	0

## (中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0

合計 0

# 令和3年度就学援助認定総括表

(令和3年7月8日現在)

申請世帯	151	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	135	世帯
要保護世帯	1	世帯
準要保護世帯	134	世帯
経済的困窮世帯	53	世帯
児童扶養手当受給世帯	75	世帯
生活保護廃止世帯	1	世帯
町民税非課税・減免世帯	1	世帯
国民年金保険料免除世帯	2	世帯
生活福祉資金貸付世帯	2	世帯
不認定世帯	16	世帯
認定廃止世帯		世帯

## ◎9年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
25	274	244	30	6	17.8
26	264	232	32	5	17.6
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	205	170	30	3	14.7
2	189	165	23	0	14.3
3	151	135	16	1	11.8

(内数)

## ◎準要保護認定者数一覧

(小学校)

学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	6	9	12	10	16	17	70
上美生小学校						1	1
芽室西小学校	6	4	9	4	4	10	37
芽室南小学校							0
合計	12	13	21	14	20	28	108

(中学校)

学校名	1年	2年	3年	計
芽室中学校	21	15	22	58
上美生中学校		1	2	3
芽室西中学校	8	6	14	28
合計	29	22	38	89

合計 197

## ●準要保護不認定者数一覧

(小学校)

学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	1	2	2	1	4	1	11
上美生小学校							0
芽室西小学校	1	3			1	1	6
芽室南小学校		1			2		3
合計	2	6	2	1	7	2	20

(中学校)

学校名	1年	2年	3年	計
芽室中学校	2	3	2	7
上美生中学校				0
芽室西中学校		1	1	2
合計	2	4	3	9

合計 29

## ○児童扶養手当受給認定者数

(小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
2	2	7	3	9	13	36
					1	1
2	1	3	2		9	17
						0
4	3	10	5	9	23	54

(中学校)

1年	2年	3年	計
11	9	9	29
	1		1
5	3	6	14
16	13	15	44

合計 98

## ○要保護世帯

芽室西中学校 3年 1人

## ○生活保護廃止世帯

芽室小学校 4年 1人

6年 1人

## ○町民税非課税・減免世帯

芽室中学校 3年 1人

## ○国民年金保険料免除世帯

芽室小学校 2年 1人

芽室中学校 2年 1人

3年 1人

## ○生活福祉資金貸付世帯

芽室中学校 2年 1人

3年 1人

芽室西中学校 1年 1人

3年 1人

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

## 要保護及び準要保護児童生徒認定要領

### 第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

### 第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

### 第3 認定基準

#### 1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

#### 2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

- ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者
- イ 町民税の非課税又は減免を受けた者
- ウ 個人事業税の減免を受けた者
- エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）
- オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者
- カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者
- キ 児童扶養手当の支給を受けている者
- ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1) に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

- ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合
- イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者
- ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合
- エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合
- オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2) に定める者の認定方法

#### ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2) ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を十分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

## 第4 認定の取扱

### 1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

- (1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。
- (2) (1) に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。  
ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。
- (3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。
- (4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

### 2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 町外へ転出したとき
- (2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき
- (3) 申請者から辞退の申出がされたとき

### 3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消することができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

#### 第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

#### 第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

#### 附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月25日決定)

#### 附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年8月22日決定)

#### 附 則

この要領は、決定の日から施行する。(平成29年11月30日決定)



日程第5

報告第12号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第5条第2項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和3年7月28日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

# 芽室町奨学金貸付対象者の選考基準

平成9年3月

教育委員会訓令第1号

- 1 芽室町奨学金貸付条例(平成29年芽室町条例第2号)第2条第1号に定める「経済的理由により奨学金を必要とする」の判定は、第2項及び第3項の基準により行う。
- 2 申請者の保護者の属する世帯の年間収入(所得)が、次表の日本政策金融公庫貸付基準以下の者とする。

子供の人数(注)	給与所得者の年間収入	事業所得者の年間所得
1人	7,900千円以下	6,000千円以下
2人	8,900千円以下	6,900千円以下
3人	9,900千円以下	7,900千円以下
4人	10,900千円以下	8,900千円以下
5人	11,900千円以下	9,900千円以下
6人	12,900千円以下	10,900千円以下
7人	13,900千円以下	11,900千円以下
8人	14,900千円以下	12,900千円以下
9人	15,900千円以下	13,900千円以下
10人	16,900千円以下	14,900千円以下

(注)「子供の人数」とは年齢、就学の有無に関わらず、申請者の保護者が扶養している子供の人数をいう。

- 3 前項で定める基準に該当しない場合でも、申し出により次表のいずれかに該当する場合は、これを認める。

許 可 基 準	提出書類
生活の中心となる者が、死亡、重度心身障害の状況又は長期療養中(1か月以上)のため経済的に困窮している場合	・死亡した状況がわかる書類 (死亡届の写し等) ・診断書
災害等により住宅、家屋に大きな損失(半壊、半焼、床上浸水以上の被害)があり、経済的に困窮している場合	被害の状況がわかる書類 (罹災証明書の写し等)
生活の中心となる者の勤務先の倒産等の理由により経済的に困窮している場合	雇用保険被保険者離職票の写し等
その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合	教育委員会が必要と認める書類

平成13年3月27日改定  
平成13年4月 1日適用  
平成14年4月 1日改定  
平成14年4月 1日適用  
平成16年4月 1日改定  
平成16年4月 1日適用  
平成21年4月 1日改定  
平成21年4月 1日適用  
平成30年2月 8日改定  
平成30年3月12日適用  
令和 2年4月 1日改定  
令和 2年4月 1日適用  
令和 3年4月 1日改定  
令和 3年4月 1日適用

日程第6

報告第13号

教育委員会学校訪問実施に伴う所感の件

教育委員会学校訪問実施に伴う教育委員会所感について、各学校に対し通知したの  
で、報告します。

令和3年7月28日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教推第 176 号  
令和 3 年 7 月 21 日

各 学 校 長 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教育委員会委員による学校訪問にかかる所感について（通知）

新型コロナウイルス感染症拡大防止に御尽力いただいている中、教育委員会委員による学校訪問に御対応いただきまして、御礼申し上げます。

つきましては、次のとおり所感を取りまとめましたので、今後の学校運営等に活かしていただくことを期待します。

記

#### 1 学力向上に向けた取組について

社会において自立して生きていくためには、子供たちが基礎的・基本的な知識・技能やそれらを活用できる力を確実に身に付けることが重要であり、各学校においては、「主体的・対話的で深い学び」の充実と学力の向上に向け、様々な取り組みをされているところであります。

全国学力・学習状況調査等の各種結果データを客観的に検証・分析し、教育課程を編成・評価するとともに、具体的な施策の展開への取組を一層進め、検証改善サイクルによる授業改善に努めてください。

また、昨年度整備されたタブレットについて、かなり急速な活用の取り組みがなされていることが理解できました。新しい領域も多く、試行錯誤を必要とする取り組みも多いと思いますが、今後も校長のリーダーシップのもと推進をお願いします。

#### 2 豊かな心と健やかな体の育成について

各学校においては、豊かな心や健やかな体を育む取り組みや、いじめなどを未然に防ぐために、様々な取り組みをされているところであります。また、芽室町教育委員会が提唱する「3つの心運動」と連動した、各校の特色を生かした道德教育が推進され、更に自己肯定感を高める取り組みや学校力向上等についても、具体的な内容を理解できました。

今後も一層、規範意識や生命尊重などの基本的な倫理観や思いやりの心、豊かな人間性を育むため、家庭・地域と連携を図り、様々な体験を通して子どもの内面に根ざした道德性を育むとともに、言葉の持つ力を利用するなどの自己肯定感を高める取り組みをお願いします。

また、体力・運動能力の向上を目指し、体育授業の工夫改善やスポーツ機会の充

実を図るとともに、家庭との連携を図りながら、基本的な食習慣や生活習慣の確立を促す食育指導及び食農教育や健康教育の一層の推進をお願いします。

いじめや不登校の防止や対策については「いじめ防止基本方針」に基づき万全を期されているところですが、ネットトラブルなど情報モラル教育の取り組みや、hyperQ-Uテストを活用するなど、今後とも、より良い学校生活や友達づくりのために日頃からの子供たちの小さなサインを見逃すことなく、引き続き早期発見、早期解決をお願いします。

### 3 信頼される学校づくりについて

各学校においては、学校運営協議会などを通じ、保護者や地域住民の声を聴き、様々な手法で学校情報を発信し、学校活動の改善に結びつけていることが理解できました。

学校と地域がパートナーとして連携し、協働による取り組みを進めていくためには、「地域でどのような子供たちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標や将来像を共有することが重要であります。

学校運営協議会での熟議と、今後進められる地域学校協働活動との協働の取り組みを一層進め、学校運営に地域の声を積極的に生かし、学校・家庭・地域と一体となって、子供たちの豊かな成長を支える特色ある学校づくり、体制づくりに取り組まれますようお願いいたします。

(教育推進課教育総務係)